

平成 30 年 10 月 17 日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

電気事業法に基づく高濃度 P C B 含有電気工作物に係る掘り起こしの進捗状況

(1) 電気主任技術者による掘り起こし等

電気事業法による高濃度 P C B 含有電気工作物の掘り起こしについては、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を平成 28 年 10 月 25 日付けで改正施行(一部は平成 28 年 12 月 1 日施行)し、電気主任技術者の職務に高濃度 P C B 含有電気工作物の有無の確認が含まれることを規定した。これにより、電気主任技術者に対して、その確認を職務として誠実に行うよう義務づけることとなった。

さらに、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」(略称「P C B 内規」)を平成 28 年 10 月 25 日付けで改正施行し、設置者に対して、電気主任技術者に高濃度 P C B 含有電気工作物の有無を確認させることを要求している。その根拠となるのが、高濃度 P C B 含有電気工作物の所定の期限後の使用禁止及び各種届出(判明時の届出や管理状況(廃止予定年月)の届出等)の義務づけである。前段の使用禁止については電気設備に関する技術基準を定める省令を、後段の届出については電気関係報告規則をそれぞれ改正、施行した他、両省令に係る告示(平成 28 年経済産業省告示第 237 号)も制定、施行している。それぞれの省令・告示は、改正・制定日が平成 28 年 9 月 23 日、施行日が平成 28 年 9 月 24 日である。

一連の制度改正後、経済産業省では、上記掘り起こしの進捗管理を行うため、年次点検等を活用して掘り起こし調査を行った事業場数のサンプル調査を実施した。具体的には、電気保安関係者の協力を得て、都道府県ごとに 20 事業場を、全国で計 940 事業場を選定し、電気主任技術者が行った年次点検等において高濃度 P C B 含有電気工作物の有無の確認を行った件数を、四半期ごとに電気保安関係者から連絡いただき、経時変化の状況を確認した。

その結果、掘り起こし調査を義務づけた平成 28 年 12 月から 1 年の間に、全てのサンプル事業場において高濃度 P C B 含有電気工作物の有無の確認が行われたことを確認した。

その後においても同様の確認を継続して実施しており、新たに届出された高濃度 P C B 含有電気工作物に係る設置届の数は裏面のとおりとなり、上記掘り起こしが功を奏し、相当数の機器が新たに発見されたものと考えられる。

(2) 産業保安監督部による必要に応じた指導等

産業保安監督部では、上記の管理状況(廃止予定年月)の届出等の内容を確認し、法令違反となるおそれがあるものについては、設置者に対して指導を行い、指導に従わない場合にあっては立入検査等により厳正に対処することとしている。また、今後新たに高濃度 P C B 含有電気工作物が発見された場合についても、状況を確認の上、適切な指導を行うこととしている。

(別表)

平成28年12月から平成29年11月及び平成29年12月から平成30年6月の間に新たに提出された高濃度PCB含有電気工作物に係る設置届の数(北九州事業地域を除く30都道府県分)

(件)

都道府県	設置届		都道府県	設置届	
	H28.12~ H29.11	H29.12~ H30.6		H28.12~ H29.11	H29.12~ H30.6
北海道	25	9	滋賀県	4	3
青森県	2	1	京都府	13	6
岩手県	0	1	大阪府	96	71
宮城県	1	1	兵庫県	32	14
秋田県	1	0	奈良県	9	2
山形県	4	0	和歌山県	11	6
福島県	4	0			
茨城県	60	1			
栃木県	50	0			
群馬県	10	1			
埼玉県	32	1			
千葉県	36	5			
東京都	108	11			
神奈川県	69	2			
新潟県	5	2			
富山県	5	2			
石川県	4	1			
福井県	8	0			
山梨県	4	2			
長野県	9	0			
岐阜県	19	4			
静岡県	17	5			
愛知県	59	1			
三重県	38	0			
			合計	735	152

高濃度PCB含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗状況

(平成29年12月分～平成30年6月分)

